



子ども食堂とは子どもたちへ食事を提供するだけでなく、保護者や高齢者等の地域の人々も気軽に立ち寄れる地域交流の場でもあります。

今回、町内で子ども食堂の活動をされている中川和子さんにお話を伺いました。

子ども食堂をはじめたきっかけは何ですか？

「熊本地震で被災したとき、ライフラインが止まり県外の電力会社の支援で、牛舎のボーリングで水が出たので、知り合いに声をかけ、料理や洗濯が出来ました。そのことがきっかけで子ども食堂を立ち上げようと思いました。学校に行くことが難しい子どもさんや子育てで忙しいお母さんたちの助け・居場所になればと思ったんですよね。初めは、学校が休みの日に家でひとりで過ごす子どもたちが、自分で料理ができるように一緒に料理を作って食べる、という子ども食堂でした。」

また、コロナの影響で、今まではお弁当を作って、お母さんたちやひとり暮らしの高齢者の方に配りながら見守り活動を行っていましたが、5月から会食ができるようになって嬉しいです。これからもっとお知らせなどをして子ども食堂がどんどん広がって、誰でもしやすい居場所になればいいなと思います。」



子ども食堂の仕組みを教えてください！

「子ども食堂で使う食材は、熊本県子ども食堂ネットワークから提供される食品や規格外の野菜、そしてフードバンクからの寄付など種類は様々です。また、一部は高森寮からの寄付や住民の方からの寄付で賄っています。子ども食堂の開催がないときには、子ども食堂ネットワークからいただいた食材を子ども食堂を利用されている家庭や、ひとり親家庭にお渡ししています。みなさんすごく助かると喜んでくれるので嬉しいです。そういったお母さんたちや高齢の方々に気兼ねなく来てもらうためにも、子どもは100円、大人は200円をいただくようにしています。現在は、地域の方や高森高校生がボランティアで参加しています。退職された先生にお願いして学習支援もしています。子どもたちみんなが笑顔で幸せに暮らせる地域になればいいなと思っています。7月22日(土)はブルーベリー狩りにもいくので、是非参加してほしいです。」



児童手当制度についてのご案内

●支給対象者

中学卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

●支給金額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

●支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれ前月分までの手当を支給します。

※申し出があった方についての学校給食費や保育料などを、市区町村が児童手当等から徴収することが可能です。

●続けて手当を受ける場合

児童の養育状況が変わっていないければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

〈現況届の提出が必要な方〉

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・その他、市区町村から提出の案内があった方

※現況届の提出がない場合には、6月分以降の児童手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。



●所得制限限度額・所得上限限度額

児童を養育している方の所得が、下記表の①（所得制限限度額）未満の場合、表面の支給額を所得が①以上②（所得上限限度額）未満の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

※これまで手当が支給されていなかった方で、令和5年度の所得が②を下回った方については、令和5年度6月分以降の手当を受けするために、認定請求書が必要となりますので、ご注意ください。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1,071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1,124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1,162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1,200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1,002	1,010	1,238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1,040	1,048	1,276

☎ 厚生労働省コールセンター
☎ 0120-400-903 (受付時間：平日9:00~18:00)
申請方法等につきましては、
高森町役場住民福祉課子ども未来係 ☎ 0967-62-2911